

新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP)

令和3年7月1日

| レベル | 状況 | 学生の教育・研究活動 (講義・演習・実験・実習・卒業研究・研究指導) | 学生の課外活動 | 学生の学内立入 | 教職員の研究活動 | 大学運営 | |
|-----|---|--|---|---|--|---|--|
| | | | | | | 学内会議 | 事務体制 |
| 0 | 平常時(全国的にほぼ収束した状況) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) | 通常どおり(状況に応じて感染措置を講じる) |
| 1 | とくしまアラート「感染観察」又は「感染観察(注意)」が発動されている状況 | 十分な感染防止措置を講じた上で、教育・研究活動を行うことができます。 | 感染拡大に最大限の配慮をした上で、課外活動を許可します。 | 感染拡大に最大限の配慮をした上で、立ち入ることができます。 | 感染拡大に最大限の配慮をして、通常どおり研究活動を行うことができます。 | 感染拡大に最大限の配慮をして、参集会議を行います。web会議、メール会議を推奨します。 | 感染拡大に最大限の配慮をして、通常どおりの勤務を行います。 |
| 2 | とくしまアラート「感染観察(強化)」又は「感染拡大注意(漸増)」が発動されている状況 | ・遠隔授業等(※1)を推奨します。ただし、学部等の判断に基づき、対面授業(※2)又は学位取得のための研究等を行うことができます。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、感染の徹底防止措置をとった上、web環境の整った学内施設を提供します。 | 原則、全面禁止とします。ただし、感染拡大に最大限の配慮をした上で、一部の課外活動を許可します。 | 可能な限り立入を控えてください。ただし、次の場合の立入は許可します。 ① 対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行うため ② 自宅等に遠隔授業等の受信環境が整っていない学生が、学内施設で遠隔授業を受信するため ③ 許可された一部の課外活動を行うため ④ 食堂・売店を必要最低限で利用する場合 ⑤ その他学部長等が立入を認めた場合 | ・研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をし、研究スタッフ(教職員)は、複数人が滞在する現場での滞在時間を減らしてください。 ・セミナー等は基本的にはweb会議で行うこととし、対面集合形式で実施する場合は、「三つの密」(※3)を避け、感染拡大防止の措置を実施し、必要最小限の頻度での開催としてください。 | 参集会議は必要最小限とし、移せるものからweb会議、メール会議に移行します。 | 感染拡大に最大限の配慮をして勤務を行います。必要に応じて、時間差による出退勤やテレワークを行います。 |
| 3 | A ・とくしまアラート「感染拡大注意(急増)」が発動されている状況 又は ・徳島大学の学生や教職員に感染者が発生しているが、感染拡大の恐れがない状況 | ・原則、自宅での遠隔授業等の受講のみとします。ただし、対面授業又は学位取得のための研究等は、学部長等が承認したもの(卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。)のみ許可します。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、感染の徹底防止措置をとった上、web環境の整った学内施設を提供します。 | 全面禁止とします。 | 原則、立入禁止とします。ただし、次の場合に限って、立入を許可します。 ① 学部長等が承認した対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行うため ② 自宅等に遠隔授業等の受信環境が整っていない学生が、学内施設で遠隔授業を受信するため ③ 食堂・売店を必要最低限で利用する場合 ④ その他学部長等が立入を認めた場合 | ・必要最小限の研究スタッフ(教職員)の立ち入りを可能とします。 ・立ち入る研究スタッフ(教職員)は、現場での滞在時間を減らしてください。 ・セミナー等の対面集合形式は停止してください。 | 参集会議は必要最小限とし、移せるものからweb会議、メール会議に移行します。 | 可能な限り、時間差による出退勤やテレワークを推奨します。 |
| | B 徳島大学の学生や教職員に感染者が発生し、キャンパス内に感染拡大の恐れがある状況 | ・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。ただし、対面授業又は学位取得のための研究等は、学長が承認したもの(卒業又は国家試験取得要件に関するもの若しくは学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る。)のみ許可します。 ・遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。 | 全面禁止とします。 | 原則、立入禁止とします。ただし、学長が承認した対面授業の受講又は学位取得のための研究等を行う場合に限り、立入を許可します。 | ・現在進行中の実験・研究を継続するため教職員が所属する部局長が研究の継続が可能と判断した場合に限り、必要最小限の研究スタッフ(教職員)の立ち入りを可能とします。 ・立ち入る研究スタッフ(教職員)は、現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ・セミナー等の対面集合形式は停止してください。 | 参集会議は必要最小限とし、移せるものからweb会議、メール会議に移行します。 | 可能な限り、時間差による出退勤やテレワークを推奨します。 |
| 4 | 徳島大学の学生や教職員に複数の感染者が発生し、かつ、感染が拡大している状況 | ・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。ただし、遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。 ・学内での研究活動は不可とします。 | 全面禁止とします。 | 立入禁止とします。 | ・新型コロナウイルス対策に直接関わる研究以外は停止します。 ・それ以外の研究に関わる研究室は、以下の場合に限り、必要最小限の研究スタッフ(教職員)の立ち入りを可能とします。 (ア) 研究に使用する生物の維持・管理 (イ) 液体窒素・液体ヘリウム補給のための装置等の維持・管理 (ウ) 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 (エ) 研究に必要な基幹インフラ(実験施設・設備、情報システムなど)の稼働・維持・管理 (オ) 研究活動を継続する上での各種安全確保対策 (カ) その他法令等の義務の順守等に必要の場合 | web会議、メール会議のみとします。 | 事務機能維持の最小限の人員の出勤とし、時間差による出退勤や時短勤務とテレワークを活用します。 |
| 5 | とくしまアラート「特定警戒」が発動され、かつ、徳島県知事より大学が休校要請されている状況 | ・自宅での遠隔授業等の受講のみとします。ただし、遠隔授業等の受信環境が整っていない学生には、代替措置を行います。 ・学内での研究活動は不可とします。 | 全面禁止とします。 | 立入禁止とします。 | 大学機能(研究資産)の最低限の維持のため、危機対策本部長の許可を得て、上記(ア)～(カ)に限り、一時的に立ち入りを可能とします。 | web会議、メール会議のみとします。 | 緊急事態対応、又は大学施設の維持管理要員のみの出勤とし、その他の職員はテレワークとします。 |

注1 BCPのレベルの適用は、原則として全学単位ですが、学内における感染状況に応じてキャンパス又は部局ごとにレベルを判断することがあります。
 注2 3A, 3Bについて、本学の学生・教職員が感染者となった場合で、本学関係者との接触がないときは、キャンパス内の感染者には含まれません。
 注3 各レベルに定める措置は最低限の活動指針です。学部等でそれぞれの事情に応じた対策を定めている場合は、その通知に従ってください。
 注4 診療業務については、病院のBCP計画によります。
 注5 動物実験については、別途作成しています。
 注6 この計画は、今後の状況に応じて随時見直しを行うことがあります。

(用語説明)
 ※1 「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配布、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指します。
 ※2 「対面授業」とは、講義室で行う一般的な授業(定期試験を含む)のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。
 ※3 「三つの密」とは、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件を言います。